

「(仮称)お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業」

基本協定書(案)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	2	第4条	1	(5)		事業者の設立	「会計監査人を設置しなければならない。」との記載がございますが、会計監査人を設置する場合、再任の場合でも毎年度、登記費用が必要になるため、SPCの管理費用が増加し、貴市の負担増加に繋がります。貴市に提出する財務書類等は、事業契約書(案)第93条に、「公認会計士、監査法人～」による監査もごさいますので、会計監査人の設置は削除して頂けませんでしょうか。	原文のとおりとします。